

## 質 問 回 答

2021年6月10日

「スリランカ国 NCDs 予防・治療分野に係る情報収集・確認調査」

(公示日: 2021年5月26日/調達管理番号:21a00077)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	p4 第1章 企画競争の手続き 7 プロポーザル等の提出 (6)見積書	外国籍(第3国在住)の調査団員がスリランカ渡航から帰国した際の自主隔離の宿泊費は現地宿泊費と同等でしょうか。また別見積に記載して良いでしょうか。	本邦での隔離期間と同じ日当・宿泊料を適用いたします。また計上いただく場合には別見積もりで計上ください。
2	p10 第3章 特記仕様書案 第8条 業務の内容 (12)本邦企業のスリランカ視察および現地企業等との関係構築支援	第1回渡航では地方都市(国内線利用も想定)を検討しています。新型コロナウイルスの状況により渡航が現地視察の1回のみになる可能性もあると存じますが、その場合は第1回渡航(コロンボ外も含む)もまとめて行うこともあり得ると考えて構わないでしょうか。	現時点では、現地渡航が可能という前提で関連書類を作成していますので、ご提案につきましても同様の前提で調査方法や調査日程等をご提案ください。他方、ご質問頂いた内容については、第1回渡航の時期が遅れた場合、現地関係者や本邦企業との調整状況次第では、第一回調査と本邦企業のスリランカ視察を同時に行うこともあり得ると存じますので、渡航が難しい場合の調査方法や調査日程については適宜ご提案下さい。
3	p22 第4章 業務実施上の条件 (2)業務量目途と業務従事者構成案	渡航が難しい状況と現地再委託が予定されていないことから、遠隔実施のために複数の外国籍団員の追加や専門性を持たせた業務分担を検討しています。M/M や予定渡航回数が逸脱しない範囲で業務の効果を発現するため5分野で最大9名の構成になりますが支障をきたさないでしょうか。	現時点では、現地渡航が可能という前提で関連書類を作成しています。ご提案につきましても現地渡航が可能という前提で、調査方法や調査日程等をご提案ください。なお、現在の状況を踏まえ、渡航が難しい場合の調査方法や調査日程についても、適宜ご提案下さい。渡航が困難な場合に発生する追加費用については、別見積もりにて

			お願いいたします。
4	p23 第4章 業務実施上の条件 (6)その他留意事項 4)スリランカへの渡航	渡航の際の現地到着時 14 日間の検疫は、渡航作業の日数に計上する理解で問題ないでしょうか。 (例:7 日間の現地滞在の場合は、14 日と移動(1 日ずつ)を追加した 23 日間として計上)	現地到着時 14 日間の隔離期間について、本調査に係る業務をすることなく待機のみとする期間を業務人月(MM)と含めることは認めておりません。また、14 日間の現地隔離期間中、待機となる場合の日当・宿泊費、直接人件費分の補填費用については、現時点で明確に見積りができる場合は別見積りにて計上ください。なお、契約締結時点で、見積りに計上しない場合も、契約締結後に当機構と受注企業間で協議を行った上で、打合簿又は契約変更を通じた対応も可能です。

以上